

川崎市恵楽園運営費補助金交付要綱

川健高事第1524号令和5年1月20日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の指定管理施設である養護老人ホーム川崎市恵楽園（以下、「恵楽園」という。）の安定的な運営を図るため、当該施設の人件費に係る費用について、恵楽園の指定管理者（以下、「指定管理者」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(補助金の対象、金額等)

第2条 補助金の対象とする経費及び金額の算出は、別表に掲げるものとする。

(補助金交付の申請)

第3条 指定管理者は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市恵楽園運営費補助金交付申請書(第1号様式)及び次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 川崎市恵楽園運営費補助金申請額算出内訳書(第1－2号様式)

(2) 補助対象となる会計期間における養護老人ホームに係る事業報告書

(3) 補助対象となる会計期間における養護老人ホームに係る収支報告書

(4) 賃金台帳等の補助対象となる会計期間における養護老人ホームに勤務する支援員に支払われた人件費を確認できる書類

(補助金交付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び交付額を決定したときは、川崎市恵楽園運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、指定管理者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、川崎市恵

楽園運営費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、理由を付して指定管理者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第5条 指定管理者は、前条第2項による交付決定通知書の受理後に、本市指定の請求書を用いて速やかに補助金交付の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する請求がされたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する請求が定められた期日までにされなかったときは、市長は、指定管理者が補助金の請求を辞退したものとみなすことができる。

(決定の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

対象期間	令和４年度～令和７年度								
対象経費	川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第13条１項（４）アに規定する支援員に係る人件費								
算定方法	下記①、②のうちいずれか低い金額 ①要介護３以上の入所者及び要介護１又は要介護２であって「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」４（１）ア、イの条件に合致する入所者の数を合算した入所者数を３で除して算定する支援員補助数に下記で算定する支援員単価を乗じて算定する支援員補助額 ②当該会計期間の恵楽園における収支差額 ※支援員補助数の算定に当たっては、川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例12条（４）アの介護職員の配置基準に準ずるものとする。 ※要介護３以上の入所者及び要介護１又は要介護２であって「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」４（１）ア、イの条件に合致する入所者の数を合算した入所者数は、前年度の平均値とする。 ※要介護３以上の入所者及び要介護１又は要介護２であって「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」４（１）ア、イの条件に合致する入所者の数を合算した入所者数を３で除して算定する支援員補助数の小数点以下の端数は切り上げるものとする。 ※但し、川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例13条配置基準に基づく職員数に提案人件費を乗じて算定した人件費に①の支援員補助額を合算した額が当該会計期間における人件費額を超過した場合は、超過分を補助金額から減額する。								
支援員単価の算定	下記①と②のいずれか低い額 ①支援員に係る提案人件費（対象期間の指定管理期間の公募時に指定管理者から提案のあった支援員に係る人件費※） ②当該年度の支援員に係る人件費の平均額（※小数点以下の端数は切り上げるものとする。） ※支援員に係る提案人件費 <table> <tr> <td>令和４年度</td><td>４，５５０，５４１円</td></tr> <tr> <td>令和５年度</td><td>４，４７９，６３１円</td></tr> <tr> <td>令和６年度</td><td>４，１９９，０１５円</td></tr> <tr> <td>令和７年度</td><td>４，５７２，２０８円</td></tr> </table>	令和４年度	４，５５０，５４１円	令和５年度	４，４７９，６３１円	令和６年度	４，１９９，０１５円	令和７年度	４，５７２，２０８円
令和４年度	４，５５０，５４１円								
令和５年度	４，４７９，６３１円								
令和６年度	４，１９９，０１５円								
令和７年度	４，５７２，２０８円								